公告番号(機－1312D－02)

入札説明書

平成26年1月29日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のモーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成26年1月29日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　調達部契約第二課　Tel.03-5226-6643

4　調達機材等

(1)件名：モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

(2)調達品目、仕様、数量等　機材仕様明細書のとおり。

(3)当機構ホームページよりダウンロードしてください。

(4) ホームページに掲載しているもの以外に配布資料はありません。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。

ア.　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成25・26・27年度全省庁統一資格若しくは平成25年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」(次のURLにてホームページに掲載;http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

・提出期間、提出方法、提出場所は、下記6(1)ウの通り。

(6)輸出実績を有する者

(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(9)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力との直接又は間接の関係がないこと。

競争入札に参加しようとする者は、入札書の提出をもって、上記を誓約したものとします。なお、誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とします。

6 競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び5の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに、競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア.　提出書類（申請書）

（ア）　競争参加資格確認申請書

様式は、添付の様式１を使用してください。

ワード版は次の場所からダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

（イ）　平成25・26・27年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
(または、JICA資格審査結果通知書(写))

イ.　提出期間:

平成26年1月30日から平成26年2月10日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時から午後1時30分を除く)

ウ.　提出場所:

〒102-8012東京都千代田区二番町5-25　二番町センタービル

（持参の場合）独立行政法人国際協力機構　調達部受付

エ.　受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成26年2月14日までに通知します。

(3)その他

ア.　申請書等の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ.　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ.　提出された申請書等は、返却しません。

エ.　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ.　申請書等に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア.　提出期限:平成26年2月20日　午後5時

イ．　提出場所：6(1)ウに同じです。

ウ．　受付：

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成 26 年 2 月 24 日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い質問してください。

ア．　質問受付期限：　平成 26 年 2 月 10 日　午後 5 時まで

イ．　質問方法：

添付の様式４に記載してＥメールで次のアドレスに送付してください。

送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp

メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ．　注意：

質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

(2)質問に対する回答は、平成 26 年 2 月 12 日までに当機構のホームページ上で閲覧に供します。必ずご確認ください。ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。遅くとも平成 26 年 2 月 20 日までに完成させて閲覧できるようにします。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。) して行うものとします。

(3)様式は、添付の様式２を使用してください。

ワード版は次の場所からダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

(4)入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(5)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、3 に同じです。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 26 年 2 月 25 日(火)　　午後 2 時 00 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　111 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2)入札は、機材仕様明細書の全ての品目の機材代金、輸出梱包費、輸送費（保険料含まず）の合計金額(円)で行います。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等ＵＳドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算してください。発注者は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。

(3)輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

(4)落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額をもって落札金額とします。本件は輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。なお、入札金額は、入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(5)入札書（様式３）は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア．　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ．　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ．　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(6)入札に参加できる者は原則として各社１名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(7)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(8)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア．　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ．　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ．　入札件名が違っているもの。

エ．　条件が付されているもの。

オ．　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(9)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00000yi67r-att/i2012_koji_07.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5に掲げる競争参加資格のない者による入札､申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし､無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14　落札者の決定方法

(1)細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15　契約書作成の要否等

添付の書式により、契約書を作成するものとします。

16　支払条件

(1)前払いは認めません。

(2)受注者は、機材引渡しが完了した後、適正書類の提出をもって発注者に対し支払いを請求できるものとします。

17　関連情報を入手するための照会窓口

3に同じです。

18　その他

(1)入札参加者は、添付の機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、契約書案、その他参考資料及び入札参加の手引を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付けてください。落札金額に保険料を加算のうえ、契約金額を確定します。

(4)落札者と決定された者は、速やかに発注者と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を作成し、6（1）ウの窓口に提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び発注者の内部決裁が必要な関係から発注者が指定します。）

(5) 落札者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号)、その他の輸出関連法規及びアメリカ合衆国の輸出規制法(以下、「輸出規制法規」という。）による輸出規制への該当の有無を確認し、内訳書提出後7 営業日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。また、落札者は、輸出の1カ月前を目途に安全保障輸出管理上の該非判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、ECCN 番号等）を提出するものとします。

また、輸出に当たってその他の各種許可承認等の手続きが必要な場合も、落札者の責任において申請手続きを行ってください。

危険品、温度管理品の有無についても、所定様式に記載し、内訳書提出後 7 営業日以内に 6(1)ウの窓口に提出してください。また、安全データシートを輸出前に当機構に提出してください。

薬品の調達の場合の有効期限については、立会検査予定日の 7 営業日前までに所定の様式により、それぞれ 6 (1) ウの窓口に提出してください。

正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア． 危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品及び EAR 該当品は内訳書提出後 7 営業日以内、薬品の有効期限は立会検査予定日の 7 営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ． 危険品、温度管理品、E/L 該当品及び EAR 該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ． 危険品、温度管理品の輸出手続きおよび輸送を適切に行わなかった場合

エ． その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(6) 輸出許可の取り付けが必要な場合は、受注者に輸出許可を申請していただきます。輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当が判明したアイテムも含む。)。

(7) 納入する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(8) 入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(9) アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(1) 受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合該当契約を解除することが可能とします。

(11) 東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(12) その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係にかかる情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．　当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ．　当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(2)　公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．　対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．　契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．　一者応札又は応募である場合はその旨

(3)　当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)　情報の提供

契約の締結日から１カ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　㊞
整理番号（　　　　　）（注3）

平成26年1月29日付で公告のありましたモーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材の調達に係る一般競争入札に参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札説明書第5項に規定されている要件をすべて満たします。

（注1）返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

（注2）代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

（注3）整理番号は、JICAの資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときのJICAからのメール）にて通知された番号です。なお、全省庁統一資格審査結果通知書の写しを添付する場合は整理番号は空欄で構いません。

（注4）平成25・26・27年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICAの資格審査結果通知書（写））を添付してください。

（注5）当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次のURLを参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたモーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材の調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。
なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

様式３

入　札　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所：
会社名：
代表者又は受任者役職：
氏名：　　　　　　　　　　　　印
入札会出席者氏名：　　　　　　印

件名：モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

標記の件について、入札説明書、機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、契約書案および「入札参加の手引」を十分理解したうえで、下記のとおり入札いたします。

金										円

ただし、以下の費用が含まれます。
① 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
② 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
③ 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用（保険料含まず）
本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、消費税はかかりません。

以　上

様式4

入札説明書に関する質問

案件名：モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

本件入札説明書に関し、質問します。

公示番号：機ー1401Eー01	
	質　問　事　項
例	（資料名）　（項目番号）（項目名） ********と書かれていますが、********でしょうか。*******と理解してよいでしょうか。 ********でもよいでしょうか。
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称：
担当者氏名：
TEL:
FAX:
Email:

機材調達契約書（案）

件 名　：　モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

平成26年　　月　　日

機材調達契約書

１．契 約 番 号　　　第　　　　　　　号
２．件　　　　名　　モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材
３．物品名及び数量　　別添内訳明細書のとおり
４．仕　　　　様　　別添内訳明細書のとおり
５．契　約　金　額　　金　　　　　円
６．船積地（空送）　　受注者による
７．仕向空港　　　　　モーリタニア国ヌアクショット港
８．引渡期限　　　　　平成26年6月30日
９．履行期間　　　　　平成26年　月　日～平成26年7月31日

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　　　　　（以下「 発注者 」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは頭書の物品（以下「契約物品」という。）の売買にかかる請負契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）
第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約業務）
第２条　受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。
２　契約物品のうち輸出に必要な検査等を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
３　受注者は、別添梱包条件書に基づき契約物品に十分な輸出梱包及び仕向国内輸送用梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
４　契約物品にかかる提出資料及び輸出梱包の荷印については別添輸送条件書及び梱包条件書によるものとする。
５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、船積等輸出手続き、仕向地に至るまでの輸送を行うものとする。

６　受注者は、本邦出荷の契約物品（冒頭及び以下において「船積前渡し分」という。）を対象に、発注者が指定保険会社と締結している包括予定保険に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。また、受注者は、第三国出荷の契約物品（冒頭及び以下において「仕向地渡し分」という。）の輸送中に契約物品に欠陥や損傷がある場合、代替品の引渡もしくは修理をしなければならない。そのため必要に応じ仕向地での検収までに至る契約物品の輸送、保管にかかる貨物輸送保険を付保しなければならない。

７　受注者は、契約物品の船積準備が完了した後、発注者に対し速やかに船荷証券、インボイス、パッキングリスト（以下「船積書類」という。）を提出しなければならない。

（輸出貿易管理令等）

第３条　受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得、アメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品（以下「該当品」という。）がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の引渡期限について別途定めることができる。

３　受注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。

４　発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

５　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

（検査）

第４条 受注者は、契約物品のうち、船積前渡し分については、船積に先立ち、発注者の指定する者による員数、仕様等につき発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、契約物品のうち、仕向地渡し分については、引渡に先立ち、発注者の指定する者による員数、仕様等につき発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

３　受注者は、前２項による検査に合格しない物品については、速やかにこれ

を引取り、その物品にかわる代替品を納品するか、修理しなければならない。

（危険負担）

第５条　前条に定める検査合格までの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第６条 第６条による引渡し完了後においても、契約物品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理若しくは代替品の引渡をしなければならない。

（契約保証金）

第７条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第８条　発注者は、第５条による契約業務完了後、受注者より適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（部分払い）

第９条　発注者は、船積前渡し分については、船積前検査に合格した後に受注者から支払い請求があった場合、検査合格済み契約物品の代金及び輸送費等の合計を上限として部分払い金を支払うことができる。

２　発注者は、仕向地渡し分については、仕向地における引渡前検査に合格した後に受注者から支払い請求があった場合、検査合格済み契約物品の代金及び輸送費等の合計を上限として部分払い金を支払うことができる。

３　前２項における支払いについては第８条の規定に準ずるものとする。

（支払遅延利息）

第１０条　発注者は、第８条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（期限の延長）

第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の船積期限若しくは引渡期限までに当該物品を引渡すことができないときは発注者の定める日数の範囲内で船積期限又は引渡期限の延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。ただし、第９条に基づき部分払いを認める場合は既納部分の金額を除く。）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その船積期限又は引渡期限の延長が天災地変そ

の他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１２条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１１条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（発注者の解除権）

第１４条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１１条による期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた期限内に契約物品を引渡さないとき、又は発注者が引渡を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反し、その違反により本契約の目的を達成す

ることができないと認められるとき。
（３）受注者が次条第１項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
（４）受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
（５）受注者に不正な行為があったとき。
（６）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申し立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
（７）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
（８）受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ　役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ニ　役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ホ　役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ヘ　役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

ト　受注者が、物品購入等の相手方がイからヘまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ　受注者が、イからヘまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（全豪に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ　その他受注者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行ったとき。

（９）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。

（10）受注者が第12条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。

２　発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、業務の出来高部分のうち、検査を終了したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する契約金額を支払わなければならない。

３　第１項の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第１５条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除した場合においては、前条第２項、第３項の規定を準用する。

（発注者の事務委任）

第１６条　発注者は、本契約の履行に必要な発注者の業務の一部を、第三者に事務委任することができるものとする。

（契約の公表）

第１７条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（1）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

（2）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（1）第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（2）受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（3）総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（紛争の解決方法）

第１８条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第１９条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項に

ついては、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成26年　　月　　日

発注者	受注者
東京都千代田区二番町５番地２５	（住所）
二番町センタービル	（法人名称）
独立行政法人国際協力機構	（代表者役職名）
契約担当役	（代表者氏名）
理　　事	

別添

内訳明細書

梱包条件書

輸送条件書

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1.電源仕様について		
		単相：AC220V 50Hz、三相：AC380V 50Hzである。		
		供給機材がこれに対応していない場合、ステップダウントランスの		
		使用を認める。納品者は、当該機材が正常動作するために必要な		
		定格容量を満たすトランスも合わせて納品すること。		
		また、契約内訳書作成時、個々のステップダウントランスの		
		定格容量を明記すること。		
		単相電源プラグはC型である。		
		但し、仕様欄に記載がある場合はその電源仕様、プラグ形状に従うこと。		
	【ガスクロマトグラフ】			
1	カラム Stabilwax DA	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	(30m,ID0.53mm,0.25um)	銘柄指定：　品番11025	島津理化	2
2	カラム CLPesticides	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	(60m,ID0.25mm,0.25um)	銘柄指定：　品番11126	島津理化	2
3	カラム OPPesticide 2	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	(30m,ID0.53mm,0.5um)	銘柄指定：　品番11242	島津理化	2
4	グラファイトフェルール,G-0.5	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	10個入り	銘柄指定：　品番221-32126-05	島津理化	2
5	グラファイトフェルール,G-0.8	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	10個入り	銘柄指定：　品番221-32126-08	島津理化	2

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
6	サンプルバイアルセット 1.5ml	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	100pcs	銘柄指定：　品番221-34274-91	島津理化	1
7	サンプルバイアルセット 4ml	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	100pcs	銘柄指定：　品番221-34269-91	島津理化	1
8	Oリング 4D P5 INJ用（5個入り）	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番036-11203-84	島津理化	1
9	注入口ゴム栓20個入り	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番201-35584	島津理化	1
10	ガラスインサート/スプリット	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-41444-01	島津理化	2
11	ガラスインサート/スプリットレス	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-48335-01	島津理化	2
12	MSフィルタ	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-34121-94	島津理化	2
13	フィルタ	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-42559-92	島津理化	2
14	バッファ	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-48441-91	島津理化	1

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
15	ガスフィルター	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-05619-01	島津理化	1
16	オキシゲントラップ	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-46985-91	島津理化	1
17	コレクタASSY	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-72322-91	島津理化	1
18	ノズルASSY	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-48258-91	島津理化	1
19	フィラメントASSY	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-41847-93	島津理化	1
20	高圧電極ASSY	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-47146-91	島津理化	1
21	マイクロシリンジAOC20	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番221-34618	島津理化	1
22	ガスクロマトグラフ	（仕様）用途：ガスクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	制御ソフトウエア	銘柄指定：　品番223-61200-92	島津理化	1
	【液体クロマトグラフ】			
23	カラム LUNA C18（2）	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
	250mm ×4.6mm	銘柄指定：　品番00G-4252-E0	島津理化	2

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
24	ガードカラム C18 10pk	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番AJ0-4287	島津理化	1
25	ホルダーキット	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番KJ0-4282	島津理化	1
26	チェックバルブ IN	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-45704-91	島津理化	1
27	プランジャ ASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-35009-93	島津理化	1
28	プランジャシール	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-35145	島津理化	1
29	スペーサS	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-42700	島津理化	1
30	SUSラインフィルタ	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-35871-96	島津理化	1
31	サクションフィルタ ASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-45708-91	島津理化	1
32	洗浄チューブASSY（下側）	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-39184-91	島津理化	1

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
33	重水素ランプ	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-34016-02	島津理化	1
34	W（タングステン）ランプ	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番670-14602	島津理化	1
35	セル用ガスケット	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-35097-95	島津理化	1
36	レンズ	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-14572	島津理化	1
37	セル窓	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-18058	島津理化	1
38	フローセルASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-37440-94	島津理化	1
39	セル窓固定ネジASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-40239-91	島津理化	1
40	セル入口パイプASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-45609-91	島津理化	1
41	セル出口パイプASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-45610-91	島津理化	1

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
42	カップリング 1.6-0.8C	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-40998-10	島津理化	1
43	メイルナット PEEK	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-18565	島津理化	1
44	ヒューズ 3.15AT	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番072-02004-21	島津理化	1
45	150Wキセノンランプ	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-34216	島津理化	1
46	セル	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番200-66504	島津理化	1
47	パッキングIN（3pcs）	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-34137-81	島津理化	1
48	パッキングOUT（3pcs）	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-34136-81	島津理化	1
49	プランジャ ASSY	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-35010-91	島津理化	1
50	コーティングニードル	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-41024-93	島津理化	1

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
51	ニードルシールダイレクト	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-42325-01	島津理化	1
52	ASSY、FPC-72	（仕様）用途：液体クロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-37541-41	島津理化	1
	【原子吸光分光光度計】			
53	GFA-EX-CPU 温度センサー付	（仕様）用途：原子吸光分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番206-50656-92	島津理化	1
54	ノズル ASSY,F	（仕様）用途：原子吸光分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番206-50290-91	島津理化	2
55	ノズル ASSY,G	（仕様）用途：原子吸光分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番206-50298-91	島津理化	2
56	セル，　100mm長吸収管G	（仕様）用途：原子吸光分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番201-98687	島津理化	1
57	パイロ化グラファイトチューブ	（仕様）用途：原子吸光分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番206-50588	島津理化	5
	【紫外可視分光光度計】			
58	重水素ランプ，L6380	（仕様）用途：紫外可視分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番062-65055-05	島津理化	1

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
59	ハロゲンランプ, 55917	（仕様）用途：紫外可視分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番062-65005	島津理化	1
60	ケーブル, RS232C	（仕様）用途：紫外可視分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番200-86408	島津理化	1
61	シリカセル	（仕様）用途：紫外可視分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番200-34442	島津理化	5
62	パーソナルコンピュータ	（仕様）用途：紫外可視分光光度計のパーツ・消耗品・補助機材等		
		OS：Windows7 Professional 32bit 英語版		
		CPU：Core i3		
		RAM：2GB DDR3 SDRAMメモリ（1600MHz、NECC)以上		
		HDD：250GB 3.5インチSATA HDD(7200回転) 以上		
		メディアドライブ：DVD-Drive付き		
		モニター：TFT 22インチ以上		
		銘柄指定：　型式Optiplex　7010	DELL	1
		[構成]		
		パーソナルコンピュータ本体（1台）		
		DELL E2213　22インチワイドモニタ（1台）		
		Dell KB212-B USB エントリビジネス英語キーボード（1台）		
		Dell MS111　USBオプティカルマウス（1台）		
		標準付属品：取扱説明書（英文　1部）		
		Windows7 Professional 32ビット英語版 バックアップDVD		

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	【イオンクロマトグラフ】			
63	PIA kit 陰イオン	（仕様）用途：イオンクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-33681-91	島津理化	1
64	PIA kit 陽イオン	（仕様）用途：イオンクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番228-33681-92	島津理化	1
65	フロッピ―ディスク 2HD	（仕様）用途：イオンクロマトグラフのパーツ・消耗品・補助機材等		
		種別：3.5インチ 2HD DOS/V Format 10枚パック		
		銘柄指定：　型式MF2HD-BMX10PS	TDK	1
	【全有機炭素分析装置 TNC-6000（TORAY社）】			
66	島津製作所製TOC-L CSN	（仕様）用途：水中の有機物を有機体炭素の総量として測定する		
		銘柄指定：　型式TOC-Lcsn	島津理化	1
		標準付属品：取扱説明書（英文　1部）		
	【COD分析装置】			
67	CODメータ用A液 708X9157	（仕様）用途：COD分析装置の消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番A液＃100	セントラル科学	1
68	CODメータ用B液 708X1996	（仕様）用途：COD分析装置の消耗品・補助機材等		
		銘柄指定：　品番B液＃500	セントラル科学	1
	【顕微鏡（オリンパス社）】			
69	生物顕微鏡CX41用対物レンズ	（仕様）用途：顕微鏡のパーツ・補助機材等		
		銘柄指定：　型式PLCN100XO	オリンパス	2

機材仕様明細書

モーリタニア国ヌアクショット水産物衛生検査施設整備計画向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
	【製氷機（ホシザキ電気社）】			
70	チップアイス製氷機	（仕様）用途：検体の温度管理に使用する		
		電源仕様：単相 AC100V 50Hz		
		電源プラグ：A型		
		銘柄指定：　型式CM-100K	ホシザキ電機	1
		標準付属品：取扱説明書（英文　1部）		

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先) l’Office National d’Inspection Sanitaire des
Produits de la Pêche et de l’Aquaculture

(仕向地)　　　　　　　Nouakchott

C/No.

(2)サイド・マーク(赤字)

COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。

①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。

①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。

①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。

②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。

①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。

②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。

③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　その他

特になし

以上

輸送条件書

1　業務内容
（１）仕向港までの輸送手配
（２）仕向国における輸入通関時に必要な書類（原産地証明等）の確認と取得手配
（３）輸出許可手続き（必要に応じ）
（４）通関・船積み書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
（５）輸出通関手続き
（輸出申告者（Shipper）の名義は「受注者 on behalf of JICA」とすること）
（６）危険品がある場合の諸手続き
（７）貨物海上保険付保（保険会社は発注者が指定する）
（８）経由国を通過するための諸手続き
（９）仕向港到着までの進捗管理と到着確認及び発注者への報告（仕向港への到着が遅延している場合は、その原因と対応状況などを遅滞なく報告するとともに、進捗促進のために必要な対策を講じること）
（１０）上記に付随する業務

2　輸送条件
（１）船積地　　　日本国内港（受注者の手配による）

（２）陸揚げ港　　モーリタニア国　ヌアクショット港

（３）コンサイニー（荷受人）
l'Office National d'Inspection Sanitaire des
Produits de la Pêche et de l'Aquaculture

（４）輸送方法　　海送

（５）仕向港引渡し条件
陸揚げ港荷卸し（デバンニング）までの輸送手配：陸揚げ港バースターム（陸揚げ港ターミナルハンドリングチャージ含む）

（６）海上輸送にあたっての船舶の条件
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。海上輸送にあたっては、受注者は次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。特段の事情により手配予定の船舶がこれらの条件を満たさず、海上保険料等の追加分が発生する場合については受注者の負担となる。
（ア）船齢は 15 年以下

（イ）船級を有していること
（ウ）排水量 1000 トン以上

（７）積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、陸揚げ港への船便事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

（８）相手国における輸入通関手続き
仕向国における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

３　貨物海上保険
船積み、海上輸送、内国陸上輸送、保管中および機材使用場所での検収までの事故に備え、受注者は発注者が指定する貨物輸送保険に加入する。保険期間は陸揚後 90 日間とする。

４　輸送書類
（１）　受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。
海送の場合、発送後 2 日以内に写しを機構に提出し、オリジナルは現地での通関手続きに間に合うよう速やかに荷受人に送付すること。

提出書類名	機構提出用	荷受人用
① 船荷証券 (B/L／Airway Bill) *	副 1 通	正 3 通
② 商業送付状 (Invoice) **	副 1 通	正 1 通
③ 梱包明細書 (Packing List)	副 1 通	正 1 通
④ 梱包材熱処理証明書等 ***（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑤ 原産地証明書（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑥ 領事査証（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑦ 検量証明書	副 1 通	正 1 通
⑧ 非木材証明書	不要	不要
⑨ 輸送日程報告カード（確定）	副 1 通	正 1 通

*船積地から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。
**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。
***経由地で必要な場合は取り付けること。

（２）B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。

（３）受注者は、船積予定日の７営業日前までに、輸送日程報告カード（予定）、B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List を、発注者へ提出すること。

（４）仕向港到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を、発注者へ提出すること。

（５）本件では、輸送書類の（　英　）語への翻訳が必要である。

（６）その他
温度管理品について、輸送中の温度管理に留意すること。

以上